



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2022 年 11 月

国別報告書(CbCR)の通知義務について

お客様各位

2022 年 3 月の[ニュースレター](#)にてご案内した移転価格開示フォーム（Transfer Pricing Disclosure Form 「"TPDF"」）の改正に加えて、国別報告書（Country by Country Report 「"CbCR"」）のオンラインでの通知義務が導入されております。

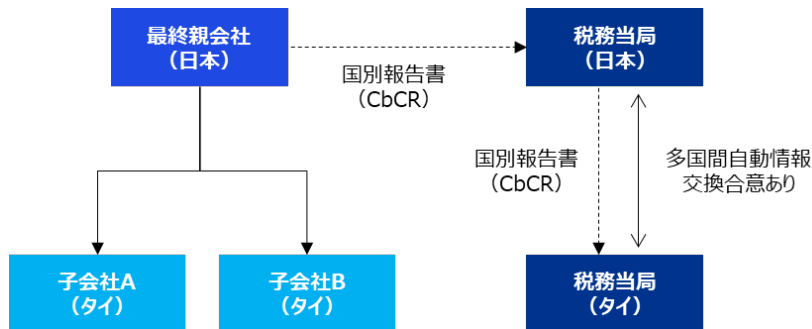
年間の連結グループ売上高が 1,000 億円以上の日本企業は国別報告書(CbCR)の提出義務があり、原則として日本の最終親会社が全世界の連結子会社の情報が記載された CbCR(言語は英語)を日本の国税庁に提出することで各国の税務当局が日本の国税庁経由でその国に所在する企業の情報を入手する仕組みになっています。そのため、在タイ日系企業には国別報告書(CbCR)の作成・提出義務はありませんが、日本の最終親会社が 12 月決算の場合は 2022 年 12 月末まで（3 月決算の場合は 2023 年 3 月末まで）に一定の情報を添えてその旨をタイ歳入局にオンラインで通知を行わなければなりません。手続きの詳細は以下のとおりです。

国別報告書（CbCR）とは？

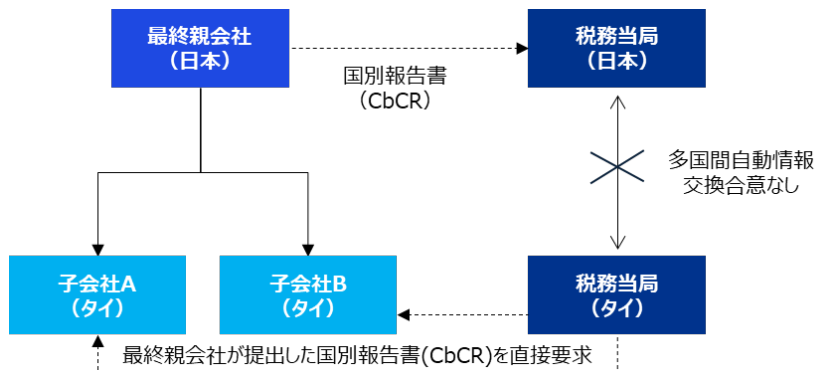
- 2017 年からタイも OECD の BEPS（税源侵食と利益移転）包括的枠組みのメンバーとなり、最低限対応すべき措置として①租税条約濫用の防止、②国別報告書(CbCR)、③有害税制への対抗、④相互協議を通じた紛争解決への対応が求められるようになりました。
- OECD の移転価格ガイドラインでは、年間の連結グループ売上高が 7 億 5 千万 EUR 以上の多国籍企業の最終親会社（もしくは代理親会社）は最終親会社の会計年度終了日から 1 年以内に国別報告書(CbCR)を最終親会社の所在地国の税務当局へ提出する必要があります。
- 国別報告書(CbCR)には、事業活動を行っている各税務管轄地における総収入額、税引前利益、法人税額、各税務管轄地における従業員数、資本金、利益剰余金および有形資産の額とともに、各税務管轄地において事業活動を行っている多国籍企業グループの事業体の名称および事業活動を記載することが求められています。

- 最終親会社から提出された国別報告書(CbCR)は、多国間自動情報交換の合意（Multilateral Competent Authority Agreement “MCAA”）に基づき、そのグループを構成する事業体が所在する各国の税務当局に共有されることになります。ただし、多国間自動情報交換の合意がない場合は、各国の税務当局が自国に所在する子会社に国別報告書の提出を求めることが認められています。
- 多国間自動情報交換合意(MCAA)に基づく国別報告書(CbCR)の共有のイメージは、下図のとおりです。

(日本とタイとの間に MCAA がある場合)



(日本とタイとの間に MCAA がない場合)



在タイ日系企業がやるべきことは？

- タイの税法（Notification of Director-General of Revenue Department No.408）では、年間の連結グループ売上高が280億バーツ（≒7億5千万EUR）以上の多国籍企業のうち、以下のいずれかに該当する企業は、最終親会社の会計年度終了日から1年以内にタイ歳入局にCbCRを提出しなければならないと定めています。
 - タイの法律に基づき設立された最終親会社（つまりタイの大手企業）
 - 最終親会社がタイ国外に所在し、その最終親会社の所在地国においてCbCRの提出義務がない場合のその最終親会社のグループに属するタイの事業体
 - 最終親会社がタイ国外に所在し、その最終親会社の所在地国とタイとの間で多国間自動情報交換合意(MCAA)がない場合のその最終親会社のグループに属するタイの事業体

- 現在のところ（本 Newsletter 発行日時点）、日本とタイとの間で多国間自動情報交換合意(MCAA)は正式に締結されていませんが、年内には署名・締結されることが見込まれています。そのため、年内に MCAA が締結されることを前提とすれば、最終親会社が日本である在タイ日系企業には、タイ歳入局に CbCR を提出する義務は生じません。
- ただし、Notification of Director-General of Revenue Department No.419 によれば、CbCR を提出する義務はなくても、その提出義務がないことをタイ歳入局に通知する（以下「CbCR 通知」といいます）ことが要求されます。CbCR 通知は、最終親会社のグループに属するタイの子会社が行うこととされていますが、タイに子会社が複数ある場合は、子会社のうち 1 社が代表してタイ歳入局に CbCR 通知を行うことで、他のタイ子会社は CbCR 通知義務を免除されることになります。

CbCR 通知の方法は？

- 日本の税法では、年間の連結グループ売上高が 1,000 億円（≒7 億 5 千万 EUR）以上の最終親会社が、最終親会社の会計年度終了日から 1 年以内に日本の国税庁に CbCR を提出することになっています。
- 上記の最終親会社のグループに属するタイ子会社は、税務申告書と同時に提出する TPDF での通知に加え、日本の最終親会社の会計年度終了日から 1 年以内（日本の最終親会社が 12 月決算の場合は 2022 年 12 月末まで、日本の最終親会社が 3 月決算の場合は 2023 年 3 月末まで）にオンラインにてタイ歳入局に以下の内容を通知する必要があります。
 - 最終親会社の所在地国
 - 最終親会社の納税者番号
 - 最終親会社の名称
 - 最終親会社の決算期（最終親会社が日本の国税庁に提出した CbCR の対象年度）
 - CbCR 通知義務のあるタイ子会社の一覧（最終親会社の CbCR に記載されるタイ子会社の一覧）
 - 自社の連絡先
- CbCR 通知は以下のリンクから行うこととなります（タイ語のウェブサイトです）。CbCR 通知が完了後、受付完了メールが登録した連絡先に届きます。
<https://efiling.rd.go.th/rd-efiling-web/authen/AEOI>
- タイ歳入局が発行した CbCR 通知のマニュアルは、以下のリンクより閲覧可能です。
[system_manual_CbCR.pdf \(rd.go.th\)](system_manual_CbCR.pdf(rd.go.th))（タイ語のみ）
[CbCR-Thai-ENG.pdf \(rd.go.th\)](CbCR-Thai-ENG.pdf(rd.go.th))（タイ語・英語併記）
- CbCR 通知を期限内に行わなかったことによる罰則は明記されていませんが、CbCR 通知を期限内に行わなかった場合には、税務調査の際などに歳入局が各タイ子会社に日本の最終親会社から CbCR を入手するよう直接要求する可能性が考えられ、本来省略できる手間を要することになるデメリットや歳入法第 17 条および 35 条に基づき 2,000 バーツの罰金が科される可能性があります。

KPMG のコメント

CbCR 通知にて提出する「CbCR 通知義務のあるタイ子会社の一覧」は、日本の最終親会社が日本の国税庁に提出した CbCR の情報と整合する必要があります。日本の最終親会社が 3 月決算の場合、最終親会社の 2022 年 3 月期の CbCR に記載された 2022 年 3 月末時点のタイ子会社の一覧となります。そのため、CbCR 通知に際し

では、日本の最終親会社と連携して「CbCR 通知義務のあるタイ子会社の一覧」を作成する必要があり、1 社が複数のタイ子会社を代表して CbCR 通知を行う場合には、日本の最終親会社と他のタイ子会社にその旨を周知させる必要があります。この CbCR 通知について、ローカルの経理担当者が把握しているケースは少ないと思われるので、日本人マネジメントが経理担当者と協力して対応していただくのが良いと思います。

ご不明な点等ございましたら、以下の担当者にご連絡ください。

KPMG 税務担当者

柴田 智以
パートナー
E: tshibata1@kpmg.co.th



伊藤 進
ディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学
アソシエイトディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先

gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Bringing the future into focus

home.kpmg/th